

工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱

平成5年5月20日決裁

〔注〕平成23年4月から改正経過を注記した。

改正

平成10年10月26日決裁

平成23年4月1日

工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、設計、調査、測量及び役務の委託（以下「工事請負等」という。）において競争入札に参加する資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）に対する工事請負等の競争入札及び随意契約における指名停止について必要な事項を定め、適正な執行を確保することを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1又は別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、契約担当者（市長又は市長から契約の締結を委任された者をいう。以下同じ。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企

業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときはこの限りではない。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な事由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成10年10月26日決裁)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件		期間
虚偽記載	1 本市の発注する工事請負等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料その他入札及び随意契約前の調査資料に虚偽の記載をし、工事請負等の契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
過失による粗雑行為等	2 本市と締結した契約に係る工事請負等(以下この表において「市発注工事」という。)の施工等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があると認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1月以上6月以内

	3 本市の区域内における工事請負等で前号に掲げる以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工等に当たり、過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があり、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
	6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
	8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件		期間
贈賄	1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員又はその使用人が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提

	されたとき。	起しない処分が行われる日まで
	2 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	
	ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）。	逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内
	イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事請負等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。	逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人等」という。）。	逮捕又は公訴を知った日から2月以上6月以内
	3 次のア、イ又はウに掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
	ア 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から3月以上6月以内
	イ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から2月以上4月以内
	ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から1月以上3月以内
独占禁止	4 本市の区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の契約相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内

法 違 反	<p>(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ただし、特に悪質であると認められるときは、当該区域外においても同様とする。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	
行 為	<p>5 本市と締結した工事請負等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負等の契約相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上9月以内</p>
競 争 入 札 妨 害 又 は 談 合	<p>6 次のア、イ又はウに掲げる者が競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p> <p>10月以上12月以内 7月以上9月以内 4月以上6月以内</p>
不 正 又	<p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
は 不 誠 実 な 行 為	<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事の請負契約の有相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>